

5世帯に1世帯が登録

登録者数は2139人

平成20年度から「災害時要援護者登録」事業をスタートしました。このほど、各地区から提出された登録票のデータ入力終了し、各地区の区長さんや民生委員の皆さんに対象者名簿をお渡ししました。3月1日現在、登録世帯数は1666世帯、登録者数は2139人で、市内全世帯の約20%の登録がありました。各地区ではこの対象者名簿を、災害時の安否確認や避難誘導に活用していきます。

総務課 (☎88・1116)
福祉・児童課 (☎87・0777)

地区説明会を開催し登録推進



芳野地区で開催した災害時要援護者の地区説明会 (H20.6.28)

「災害時要援護者登録」は、ひとり暮らしの高齢者や重度の障がい者など、

自力で避難することに支障が生じる恐れのあるかたが、あらかじめ自分の名前や身体状況などを登録し、災害が発生が予想される時や災害発生時に、地域の中で支援を受けられるようになる事業です。

勝山市では、昨年6月から約7か月間かけて、市内全地区(14地区)を対象に、制度の内容と登録に関する説明会を開催し、対象世帯の登録を推進してきました。地区で集約して市に提出された登録票の情報は、市の専用コンピュータに入力してデータ管理を行うと共に、各地区のほか警察署や消防署にも情報を提供し、災害時の避難誘導などに活用していきます。

行政情報対象者は1123人 対象者は登録を

市では、重度の障がい者や支援度の高い介護認定区分を受けたかたについては、災害時要援護者登録をしたかたとは別に、行政情報の対象者として把握しています。対象者は3月1日現在1123人です。(左表参照)

この対象者のうち、災害時要援護者登録をしていないかた(左上図)色の部分)については、本人の了解がないまま地区や関係機関に情報提供すること

とができません。災害時に、早期に地区の支援を受けられるよう、これらのかたも要援護者登録をしていただきますようお願いいたします。

要援護者と地域の連携と支援体制づくりを

要援護者登録は、登録するだけでなく、災害が起きた時に登録された名簿を有効に活用できるように準備しておくことが重要です。まず、災害時要援護者として登録し

たかたや家族の皆さんは、災害に備えて緊急持ち出し品を準備し、日ごろから地域のかたとコミュニケーションをもつことが大切です。また、地域の中でも日ごろからお互いに連携、支援できるように話し合いをもち、それぞれの地域にあった自主防災組織をつくり、避難訓練をするなどして災害に備えていただきたいと思います。市では、平成21年度に自主防災組織の補助制度を検討しています。ぜひ、積極的に取り組んでください。



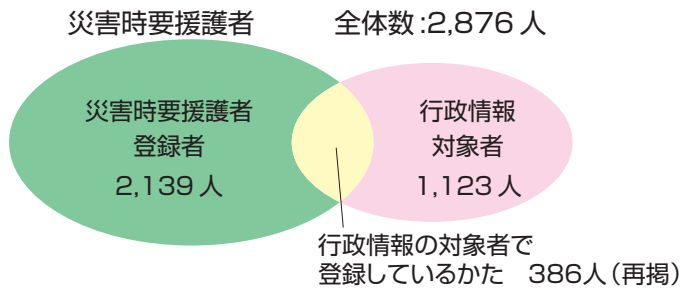
災害時要援護者の避難誘導を想定して行われた秋季防災演習 (H20.10.13 北郷町東野)

勝山市災害時要援護者登録状況

H21.2月末現在(人)

地区別

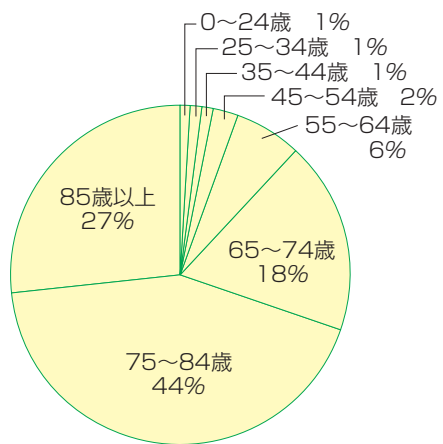
地区	世帯数	要援護者登録		行政情報			重複者	合計
		登録世帯	登録者数	障がい	介護	実人数		
勝山	3,359	664	842	301	217	439	172	1,109
猪野瀬	559	85	106	36	31	52	15	143
平泉寺	316	82	110	71	31	91	28	173
村岡	1,376	246	305	109	70	150	59	396
北谷	62	39	56	15	36	41	3	94
野向	223	82	118	25	24	40	18	140
荒土	548	142	181	57	41	90	25	246
北郷	538	123	159	58	46	91	29	221
鹿谷	612	124	161	47	47	85	24	222
遅羽	256	79	101	28	23	44	13	132
合計	7,849	1,666	2,139	747	566	1,123	386	2,876



年齢別

H21.2.20 現在(人)

年齢	要援護者登録	行政情報			重複者	合計
		障がい	介護	実人数		
0~24歳	7	22	1	23	3	27
25~34歳	6	28	0	28	2	32
35~44歳	4	30	0	30	3	31
45~54歳	19	64	4	64	14	69
55~64歳	107	108	12	109	32	184
65~74歳	444	128	46	148	64	527
75~84歳	1,047	237	193	349	159	1,238
85歳以上	505	130	310	372	109	768
合計	2,139	747	566	1,123	386	2,876



行政情報：重度の障がい者や支援度が高い介護認定を受けたかた
対象者
 <障がい>
 身体障害者手帳1~3級
 療育手帳(知的障がい) A1、A2
 精神障害者保健福祉手帳 1~2級
 <介護>
 介護認定区分3~区分5



災害時要援護者Q&A



Q 市の指定避難所が遠いと、直接逃げることができません。どのように対応すればよいのですか？

A 直接市の指定避難所に逃げるのができない場合は、地区ごとに一時避難所を指定し、一時避難所から市の指定避難所に避難してください。

Q 年度途中の登録はできますか？

A 登録が必要なかたがいる場合は、その都度登録していただいて結構です。登録用紙はそれぞれの区長、町内会長、班長、民生委員に、登録ファイルと一緒にありますので、ご利用ください。登録用紙がなくなった時は、福祉・児童課(☎87-0777:「災害時要援護者担当」)にご連絡いただければ、区長さん宅に登録用紙をお届けします。

Q 登録は1回すればよいのですか？

A 既に登録をされたかたも、その後身体の状態や支援の内容が変わることがありますので、毎年5月から7月の間に更新手続きをしていただきます。登録の方法は基本的に最初の登録と同じです。

Q 障害者手帳を持っていたり、介護認定を受けたりしている場合は、市が情報を持っているのに、登録する必要があるのですか？

A 市に障害者手帳や介護認定の情報があっても、ご本人の了解なくそのかたがたの情報を地区などに提供することはできません。ぜひ、災害時要援護者登録をしていただきたいと思います。

